

1 - 4 ピアノ

1 - 4 ピアノの表示に関する公正競争規約

公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p style="text-align: center;">公正競争規約 第1章 総 則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この公正競争規約(以下「規約」という。)は、不当景品類及び不当表示防止法第12条第1項の規定に基づき、ピアノの取引について行う表示に関する事項を定めることにより、一般消費者の適正な商品選択に資するとともに、不当な顧客の誘引を防止し、公正な競争を確保することを目的とする。</p> <p>(表示の基本)</p> <p>第2条 前条の目的を達成するため、事業者は、次に掲げる事項を基本として表示を行うものとする。</p> <p>ピアノは、その耐用期間が非常に長い特殊な消費財であると同時に、使用者及び使用目的が多岐にわたる場合も多く、適正な表示の実施に関する事業者の責任もより大きなものがある。</p> <p>したがって、事業者は、商品の品質及び取引条件についての情報を公正かつ十分に開示して、一般消費者の正しい商品選択と商品の安定した使用が確保されるよう努めなければならない。</p> <p>(定義)</p> <p>第3条 この規約において「ピアノ」とは、鍵盤の始動によりアクションが作用してハンマーを動かし、ハンマーが水平又は垂直に張られた鋼線を打弦することによって発生させた音を響板で拡大させる鍵盤楽器をいう。</p> <p>2 この規約において「新品ピアノ」とは、一般消費者に納入かつ使用されたことがないピアノ(第4項に掲げるものを除く。)をいう。</p> <p>3 この規約において「中古ピアノ」とは、一般消費者に納入かつ使用されたことのあるピアノをいう。</p> <p>4 この規約において「荷ずれ品その他のピアノ」とは、一般消費者に納入かつ使用されたことがないピアノであって、外観、性能、保証等が製造業者等の出荷時と同等の状態にないものをいう。</p> <p>5 この規約において「事業者」とは、ピアノを製造し又は輸入して販売する事業者(以下「製造業者等」という。)及びピアノを販売する事業者(以下「販売業者」という。)をいう。</p> <p>6 この規約において「表示」とは、顧客を誘引するための手段として、事業者が自己の供給するピアノの取引に関する事項について行う広告その他の表示であって、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 商品による広告その他の表示及びこれに添付した物による広告その他の表示</p> <p>(2) 見本、チラシ、パンフレット、説明書面その他これらに類似する物による広告その他の表示(ダイレクトメール、ファクシミリ等によるものを含む。)及び口頭による広告その他の表示(電話によるものを含む。)</p> <p>(3) ポスター、看板(プラカード及び建物又は電車、自動車等に記載されたものを含む。)、ネオンサイン、アドバルーンその他これらに類似する物による広告及び陳列物又は実演による広告</p> <p>(4) 新聞紙、雑誌その他の出版物、放送(有線電気通信設備又は拡声機による放送を含む。)、映写、演劇又は電光による広告</p> <p>(5) 情報処理の用に供する機器による広告その他の表示(インターネット、パソコン通信等によるものを含む。)</p> <p>7 この規約において「カタログ」とは、一般消費者がピ</p>	<p>第1条 ピアノの表示に関する公正競争規約(以下「規約」という。)第3条第5項に規定する「製造業者等」には、製造業者に製造委託したピアノに自己の商標又は名称を表示して販売する者を含む。</p> <p>第2条 規約第3条第7項に規定する「カタログ」には、「パンフレット」、「リーフレット」と呼称されるものを含み、新聞、チラシ等は含まないものとする。</p> <p>第3条 規約第3条第8項に規定する「取扱説明書」には、「使用説明書」、「ご使用のしおり」、「御愛用の手引」等と呼称されるものを含む。</p>

公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p>アノを購入するに際して選択の参考となる性能、仕様、特徴等を記載した印刷物をいう。</p> <p>8 この規約において「取扱説明書」とは、事業者が自己の販売するピアノに添付して一般消費者に提供する印刷物であって、ピアノを適切に使用し保管するために必要な事項を記載したものをいう。</p> <p>9 この規約において「保証書」とは、事業者が自己の販売するピアノに添付して一般消費者に提供する印刷物であって、自己の販売するピアノについて、一定の条件の下に、一定期間内に発生した故障に対して主として無料修理する旨を記載したものをいう。</p> <p style="text-align: center;">第2章 新品ピアノの表示</p> <p>(ピアノの本体の表示)</p> <p>第4条 製造業者等は、自己の供給する新品ピアノの本体に、次に掲げる事項をピアノの表示に関する公正競争規約施行規則(以下「施行規則」という。)で定めるところにより明りょうに表示しなければならない。ただし、これらの事項を記載した取扱説明書又は保証書を施行規則で定めるところによりピアノ本体に収納してある場合には、第2号及び第3号に規定する事項について本体への表示を省略することができる。</p> <p>(1) 商標 (2) 機種名 (3) 製造業者又は総発売元の氏名又は名称</p> <p>(カタログの必要表示事項)</p> <p>第5条 事業者は、新品ピアノについてカタログを作成する場合は、次に掲げる事項を施行規則で定めるところにより邦文で明りょうに表示しなければならない。</p> <p>(1) カatalogを作成した事業者の住所、氏名又は名称 (2) 商標、機種名 (3) 鍵の数 (4) 高さ、間口、奥行の寸法、重量 (5) 塗装仕上げに関する事項 (6) 付属品又はサービスの内容 (7) 輸入品にあっては原産国名 (8) 使用及び保管に関する事項 (9) カatalogの内容についての照会先 (10) カatalogの作成時期 (11) 運送、据付に関する事項 (12) 仕様変更に伴う断り書</p>	<p>第4条 規約第4条本文に規定するピアノの本体の表示は、鑄造、刻印、塗装、ラベルの貼付等により行うものとする。</p> <p>第5条 規約第4条ただし書に規定する「取扱説明書又は保証書をピアノ本体に収納してある場合」とは、ピアノの本体に収納、保管部分を設けて取扱説明書又は保証書、調律カード、検査カード等を収納、保管してある場合をいう。</p> <p>第6条 規約第4条第2号に規定する「機種名」とは、事業者がピアノの機種ごとに付している記号(例えば「A B - 1」、「Y Z - 100」等)をいい、品番と呼称されるものを含む。</p> <p>第7条 規約第4条第3号に規定する「製造業者又は総発売元の氏名又は名称」は、邦文で表示するものとする。</p> <p>第8条 規約第5条本文に規定する新品ピアノのカタログの必要表示事項は、活字の大きさ、色等を考慮して見やすい方法で明りょうに表示しなければならない。</p> <p>第9条 規約第5条第5号に規定する「塗装仕上げ」とは、塗色(黒塗り、マホガニー塗り等)及び仕上げの種類(つや出し、半つや、つや消し等)をいう。ただし、マホガニー材、ウォルナット材等の化粧材を使用していてその旨を表示する場合には、前記塗色表示を省略することができる。</p> <p>第10条 規約第5条第6号に規定する「付属品」とは、新品ピアノを購入する一般消費者に対しピアノの本体に添付して提供される物品をいい、単価1,000円以下の物品についてはその表示を省略することができる。</p> <p>第11条 規約第5条第7号に規定する「原産国」とは、ピアノ本体の組立てが行われた国をいう。</p> <p>第12条 規約第5条第8号に規定する「使用及び保管に関する事項」には、ピアノの本体のほか付属品に関する事項を含むものとし、ピアノの演奏に際して心得るべき防音、遮音等に関する事項等も可能な限り記載するものとする。</p> <p>第13条 規約第5条第9号に規定する「照会先」には、照会先の住所、氏名又は名称及び電話番号を記載するものとする。</p> <p>第14条 規約第5条第10号に規定する「カタログの作成時期」は、次の例により表示する。ただし、カタログに価格表を添付するものにあつては、当該価格表に作成時期を明示することによってこれに代えることができる。</p> <p>(1) 「昭和〇〇年〇月作成」 (2) 「昭和〇〇年〇月現在」</p> <p>第15条 規約第5条第11号に規定する「運送、据付に関する事項」は、次の例により表示する。</p> <p>(1) 「このカタログに記載されている価格には、運送料、据付料は含まれておりません。」</p>

公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p>(取扱説明書)</p> <p>第6条 事業者は、ピアノを一般消費者に販売する場合は、次に掲げる事項を施行規則で定めるところにより邦文で明りょうに表示した取扱説明書を交付しなければならない。</p> <p>(1) 取扱説明書である旨及びピアノを使用する前に必ず読むべき旨</p> <p>(2) 事業者の住所、氏名又は名称、電話番号</p> <p>(3) 使用及び保管に関する事項</p> <p>(4) アフターサービス及び苦情処理に関する事項</p> <p>(5) 製造時期に関する事項</p> <p>(6) その他必要事項</p> <p>(保証書)</p> <p>第7条 事業者は、保証書を作成する場合又は取扱説明書の一部を保証書とする場合は、次に掲げる事項を施行規則で定めるところにより邦文で明りょうに表示しなければならない。</p> <p>(1) 保証書である旨</p> <p>(2) 商標、機種名</p> <p>(3) 保証者の住所、氏名又は名称、電話番号</p> <p>(4) 保証期間</p> <p>(5) 保証内容</p> <p>(6) 無料修理等の実施者の住所、氏名又は名称、電話番号</p> <p>(7) 保証を受けるための手続</p> <p>(8) 保証の適用除外に関する事項</p> <p>(9) 保証を受けるための条件</p> <p>(10) その他必要事項</p>	<p>(2) 「運送料、据付料については、販売店とよく御相談下さい。」</p> <p>第16条 規約第5条第12号に規定する「仕様変更に伴う断り書」は、次の例により表示する。 「商品の仕様は、改良の際予告なしに変更する場合があります。」</p> <p>第17条 規約第6条第3号に規定する「使用及び保管に関する事項」には、必要によりピアノの機構、主要部分の名称及び機能についても表示することができる。</p> <p>第18条 規約第6条第4号に規定する「アフターサービス及び苦情処理に関する事項」には、一般消費者が事業者のアフターサービスを受け又は苦情の処理をしてもらうための手続並びに窓口の所在地、名称及び電話番号を記載するものとする。</p> <p>第18条の2 規約第6条第5号に規定する「製造時期に関する事項」は、次の例により表示する。 「ピアノの製造時期については、商標、機種名及び製造番号をお調べの上、製造元又はお買い上げの販売店にお問い合わせください。」</p> <p>第19条 規約第7条第1号に規定する「保証書である旨」とは、「保証書」、「無料修理保証書」、「ピアノ保証書」等の名称をいう。</p> <p>第20条 規約第7条第3号に規定する「保証者」とは、保証書の記載内容について責任を負う事業者をいう。ただし、複数の事業者が共同して責任を負う場合は、その旨を明示するものとする。</p> <p>第21条 規約第7条第4号に規定する「保証期間」とは、原則として納入の時点を開始とし、無料修理等の保証内容の実施が終了する時点を終期として、始期及び終期の年月日又は始期から終期までの期間をいう。</p> <p>第22条 規約第7条第5号に規定する「保証内容」には、保証の対象となる部分又は対象とならない部分、無料修理、修理費用の一部が消費者の負担となる場合、保証内容に限定がある場合等の内容について明確に表示しなければならない。</p> <p>第23条 規約第7条第6号に規定する「無料修理等の実施者の住所、氏名又は名称、電話番号」は、保証者自らが無料修理等を行う場合はその旨、保証者と実施者が異なる場合は実施者について表示するものとする。</p> <p>第24条 規約第7条第7号に規定する「保証を受けるための手続」は、保証書の提示、故障箇所の修理の申出等保証内容の給付を受けるに当たって一般消費者が行わなければならない事項を具体的に表示する。</p> <p>第25条 規約第7条第8号に規定する「保証の適用除外に関する事項」には、一般消費者が保証期間内であっても保証書に基づく無料修理等の保証内容を受けられない場合があれば、その旨を次の例により表示する。</p> <p>(1) 「購入又は納入後、輸送、移動等の取扱いが適当でないために生じた故障、損傷」</p> <p>(2) 「取扱説明書の取扱説明及び注意事項に反する取扱いにより生じた故障、損傷」</p> <p>(3) 「火災、地震、水害、落雷その他の天災地変、公害、鼠害により生じた故障、損傷」</p> <p>(4) 「車輛、船舶等の備品として使用されたことにより生じた故障、損傷」</p> <p>(5) 「ハンマー等の消耗部品の交換」</p> <p>(6) 「保証書の提示がない場合」</p> <p>(7) 「保証書に所定事項が記載されておらず又は所定事項が改ざんされている場合」</p>

公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p>(希望小売価格の表示)</p> <p>第8条 製造業者等が希望小売価格を表示する場合は、施行規則で定めるところにより表示するものとする。ただし、製造業者等の表示する希望小売価格は、販売業者の販売する価格を拘束するものであってはならない。</p> <p>(店頭等における必要表示事項)</p> <p>第9条 事業者は、一般消費者に直接販売するため、店頭、展示場等に展示する新品ピアノには、一台ごとに、次に掲げる事項を施行規則で定めるところにより邦文で外部から見やすい場所に明りょうに表示しなければならない。ただし、次に掲げる事項が全く同一である二台以上のピアノが一般消費者に他のピアノと明らかに分別できる状態で展示されている場合においては、一括して表示することができる。</p> <p>(1) 商標、機種名 (2) 鍵の数 (3) 高さ、間口、奥行の寸法、重量 (4) 販売価格 (5) 販売価格に含まれる付属品又はサービスの内容 (6) 輸入品にあっては原産国名 (7) 運送料、据付料に関する事項 (8) 割賦販売(ローン提携販売を含む。)に関する価格の表示をする場合にあつては、その支払方法、利息、手数料の率(実質年率)及び額並びに支払総額 (9) その他必要表示事項</p> <p>2 訪問販売、通信販売、テレビショッピング等の場合は、前項の規定に準じて表示しなければならない。</p> <p>(広告における必要表示事項)</p> <p>第10条 事業者は、一般消費者に直接販売するため、新聞、雑誌、チラシその他施行規則で定める広告において、新品ピアノに関する商品広告を行うときは、次に掲げる事項を邦文で明りょうに表示しなければならない。ただし、複数の事業者が共同して商品広告を行う場合において、各事業者がそれぞれ販売価格を表示することが困難であるときは、一の事業者の販売価格を例示として表示することができる。この場合においては、当該販売価格が他の事業者の販売価格を拘束するものでない旨を表示しなければならない。</p> <p>(1) 商標、機種名 (2) 販売価格 (3) 輸入品にあってはその原産国名 (4) 販売数量、販売期間、販売の相手方が限定されてい</p>	<p>第26条 規約第7条第9号に規定する「保証を受けるための条件」には、例えば次の事項が含まれる。</p> <p>(1) 保証の有効な地域は日本国内に限られる旨 (2) 無料修理等を行うため、離島及びこれに準ずる遠隔地等に出張した場合、当該出張に要した実費を消費者に請求する場合があるときはその旨</p> <p>第27条 規約第7条第10号に規定する「その他必要事項」とは、例えば次に掲げる事項をいう。</p> <p>(1) 保証期間内に転居する場合、贈答用として購入する場合等、保証書の記入事項の変更が必要な場合の手續 (2) 保証書の発行によって購入者の法律上の権利が制限されるものでない旨</p> <p>第28条 規約第8条に規定する「製造業者等が希望小売価格を表示する場合」には、「メーカー希望小売価格 円」等と当該価格が自己の希望小売価格である旨を明りょうに表示するものとする。</p> <p>なお、製造業者が一般消費者に直接販売するピアノについては、希望小売価格である旨の表示をしてはならない。</p> <p>2 前項の「希望小売価格」は、カタログ、希望小売価格表、値札票、広告等において表示することができる。</p> <p>3 製造業者等が希望小売価格表を作成する場合は、作成時期を明示しなければならない。</p> <p>第29条 規約第9条第1項第5号に規定する「サービス」には、納入時調律等も含まれる。</p> <p>第30条 規約第9条第1項第7号に規定する「運送料、据付料に関する事項」については、その内容が同一である場合には一括して表示することができる。</p> <p>第31条 規約第9条第1項第9号に規定する「その他必要表示事項」には、製造業者等の発行する保証書に代えて販売業者自らが保証書を発行する場合にあつては、販売店保証である旨の表示をするものとする。</p> <p>第32条 規約第9条第2項に規定する「表示」には、カタログ等文書による表示のほか、口頭による説明、勧誘等を含む。</p> <p>第32条の2 規約第10条に規定する「その他施行規則で定める広告」とは、テレビ又はインターネットによる広告をいう。</p> <p>第33条 規約第10条第1項第4号に規定する「販売数量が限定されている旨」については、次により表示する。</p> <p>(1) 広告商品ごとに「販売数量〇台」、「販売台数〇台」、「〇台限り」等と明りょうに記載するものとする。</p> <p>(2) 連合広告(二以上の店舗が共同して同一の広告媒体により広告することをいう。)の場合にあつては、次の例により表示する。</p> <p>ア 広告商品について各店舗ごとの販売数量を表示する。</p> <p>イ 販売数量が本部などで一括管理されているピアノについて連合広告を行う場合には、全店舗での総販</p>

公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p>るときはその旨</p> <p>(5) 割賦販売（ローン提携販売を含む。）に関する価格の表示をする場合にあっては、その支払方法、利息、手数料の率（実質年率）及び額並びに支払総額</p> <p>（二重価格表示）</p> <p>第11条 事業者は、自店販売価格に他の価格を比較対照価格として表示する場合（以下「二重価格表示」という。）には、次に掲げる表示をしてはならない。</p> <p>(1) 比較対照価格として製造業者等が付した希望小売価格、市価及び自店平常（旧）価格以外の価格を用いること。</p> <p>(2) 荷ずれ品その他のピアノについて、その旨を明示せずに二重価格表示を行うこと。</p> <p>(3) 比較対照価格として既に撤廃されたメーカー希望小売価格等を用いること。</p> <p>（特定用語の使用基準）</p> <p>第12条 事業者は、新品ピアノの品質、性能、取引条件等について、次の各号に掲げる用語を使用する場合は、当該各号に定めるところによらなければならない。</p> <p>(1) 完全を意味する用語 「完全」、「完璧」、「パーフェクト」、「絶対」、「100パーセント」、「万全」等全く欠けるところがない意味の用語は、施行規則で定めるところによる以外は使用してはならない。</p> <p>(2) 優位性、最上級等を意味する用語 「世界一」、「日本一」、「当社だけ」、「他の追随を許さない」、「最高」、「最大」、「最高級」、「超」、「スーパー」、「極限」等最上級を意味する用語は、その内容が客観的、具体的事実に基づいており、かつ、具体的数値等の事実を付記してある場合においてのみ使用することができる。</p> <p>(3) 推賞を意味する用語 「推賞」、「推奨」、「推薦」等ほめて人にすすめることを意味する用語を著名音楽家等が使用している表示は、当該著名音楽家等が体験した具体的事実に基づいた場合のものでなければ使用してはならない。</p> <p>（特定事項の表示基準）</p> <p>第13条 事業者は、新品ピアノに関し、次の各号に掲げる事項について表示する場合は、当該各号に定めるところによらなければならない。</p> <p>(1) 写真等と販売価格の併用 写真、イラスト等と販売価格（希望小売価格を含む。）とを同一面に表示する場合は、当該写真、イラスト等に使用した商標及び機種名とその販売価格とを対応させて明りょうに表示すること。</p> <p>(2) 競合銘柄との比較表示 ア 外観、性能、取引条件等について競合する製品との比較表示をする場合は、具体的な事実に基づく数値を用い、その根拠を明示すること。 イ 自社の既往銘柄との比較表示をする場合は、自社製品である旨及び比較対照する機種名を明示すること。</p>	<p>売数量を記載することができる。ただし、この場合、当該販売数量が全店舗での総販売数量である旨及び当該ピアノの販売に関して一括管理している照会先を明記するものとする。</p> <p>ウ 前記イにおいて総販売数量が当該広告店舗数を下回る場合には、当該ピアノの展示店舗を明らかにして広告するものとする。</p> <p>2 同号に規定する「販売期間が限定されている旨」については、「月日から日間限り」、「月日から日まで」等と表示する。</p> <p>3 同号に規定する「販売の相手方が限定されている旨」については、「音楽大学生に限る」等と表示する。</p> <p>第34条 規約第11条に規定する用語の意義は、それぞれ次に定めるところによるものとする。</p> <p>(1) 「自店販売価格」とは、当該ピアノを実際に販売しようとする価格をいう。</p> <p>(2) 「自店平常（旧）価格」とは、当該店舗において当該商品と同一の商品について、当該価格を比較対照価格として用いる日以前8週間のうち過半の期間に実際に販売されていた価格をいう。</p> <p>(3) 「その他のピアノ」とは、長期展示品、旧型在庫品、補修塗装をしたもの、きずもの、色あせもの及び保証のないものをいう。</p> <p>第35条 規約第12条第1号に規定する「完全を意味する用語」は、計測可能な条件を100パーセント満足させる場合に、その限りにおいて使用することができる。</p> <p>第36条 規約第12条第3号に規定する「当該著名音楽家等が体験した具体的事実に基づいた場合」とは、例えば、当該ピアノを実際に使用して演奏している場合や当該事業者とピアノの取引を行っている事実がある場合等をいう。</p>

公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p>(不当表示の禁止)</p> <p>第14条 事業者は、新品ピアノについて、次の各号に掲げる表示をしてはならない。</p> <p>(1) 規約第4条から第13条までに規定する事項についての虚偽又は誇大な表示で、実際のものよりも著しく優良又は有利であると一般消費者に誤認されるおそれがある表示</p> <p>(2) 特定機種にのみ適用する機構、製造方法、仕様等による品質、性能の向上について、あたかも他の機種のものにも適用するかのよう一般消費者に誤認されるおそれがある表示</p> <p>(3) 外観、性能等の一部分の特徴等を強調することにより、あたかも全体が優良であるかのように一般消費者に誤認されるおそれがある表示</p> <p>(4) 原産国について一般消費者に誤認されるおそれがある表示</p> <p>(5) 「最高級」、「完璧」等の用語を使用することにより、実際のものよりも優良又は有利であると一般消費者に誤認されるおそれがある表示</p> <p>(6) 保証書の保証事項について、実際には部分保証であるにもかかわらず全体保証であるかのように一般消費者に誤認されるおそれがある表示</p> <p>(7) 保証書の保証期間又は保証内容が実際には個々の商品により相違があるにもかかわらず、全商品が同一の保証期間又は保証内容であるかのように一般消費者に誤認されるおそれがある表示</p> <p>(8) アフターサービス及び保証書の内容について、実際のものよりも有利であると一般消費者に誤認されるおそれがある表示</p> <p>(9) 表示された販売価格では実際に当該ピアノが購入できないにもかかわらず、あたかも購入できるかのように一般消費者に誤認されるおそれがある表示</p> <p>(10) 表示された販売価格に含まれていない付属品、サービス等について、あたかもそれらが表示価格に含まれているかのように一般消費者に誤認されるおそれがある表示</p> <p>(11) 事実と反して「卸売」、「卸値」、「卸売価格」等の表示をすることにより、あたかも卸売価格で販売するかのように一般消費者に誤認されるおそれがある表示</p> <p>(12) ピアノの卸売を主たる業としていない者が事業所の名称又は事業内容を示す用語の一部に「卸」と表示することによって、その販売価格があたかも卸売価格であるかのように一般消費者に誤認されるおそれがある表示</p> <p>(13) 割賦販売の表示について、頭金、支払回数、支払期間、金利、支払総額、割賦手数料等が実際のものよりも有利であるかのように一般消費者に誤認されるおそれがある表示</p> <p>(14) 割賦販売の表示について、割賦手数料を控除した価格で購入できるかのように一般消費者に誤認されるおそれがある表示</p> <p>(15) 割賦販売の表示について、頭金が必要であるにもかかわらず頭金なしで購入できるかのように一般消費者に誤認されるおそれがある表示</p> <p>(16) 他の事業者のピアノについての営業方針、事業活動及び信用度並びに他のピアノの品質、性能、取引条件等について中傷又はひぼうする表示</p> <p>(17) 前各号に掲げるもののほか、ピアノの取引について、実際のもの又は自己と競争関係にある他の事業者に係るものよりも著しく優良又は有利であると一般消費者に誤認されるおそれがある表示</p>	<p>第37条 規約第14条第4号に規定する「原産国」の表示は、「商品の原産国に関する不当な表示」(昭和48年公正取引委員会告示第34号)による。</p> <p>第38条 規約第14条第5号の規定に該当する表示の具体例は、次のとおりである。 「全国に完ぺきなアフターサービス網」、「完全な手工芸術品」等の表示</p> <p>第39条 規約第14条第12号の規定に該当する表示の具体例は、次のとおりである。 「卸元だからできた一般消費者への卸売システム遂に実現」</p> <p>第39条の2 規約第14条第16号の規定に該当する「中傷又はひぼうする表示」には、次のような表示が含まれる。</p> <p>(1) 他の事業者の取引等について「おとり販売」又は「おとり広告」といった文言を使用した表示</p> <p>(2) 他の事業者のピアノの品質、性能、取引条件等について短所部分のみを強調する文言を使用した表示</p> <p>(3) 「A社の経営状態は良くないので、買った後が心配です」など、他の事業者のピアノについての営業方針、事業活動及び信用度について、ひぼうし、又は排斥、中傷するような文言を使用した表示</p> <p>(4) チラシ等において、新聞・雑誌等に掲載された他の事業者のピアノについての営業方針、事業活動及び信用度並びに他のピアノの品質、性能、取引条件等について中傷又はひぼうする記事を転載した表示</p> <p>第40条 規約第14条第17号に規定する「表示」には、次の表示が含まれる。</p> <p>(1) ピアノの販売に当たって、常時下取りを行っているにもかかわらずそれと同じ条件で行う下取りに際し、「今回限りの高額での下取り」など取引条件について一般消費者に誤認されるおそれがある表示</p> <p>(2) 競合銘柄との比較表示について具体的な事実に基づかず、かつ、根拠を明示しない表示</p>

公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p>(おとり広告に関する表示の禁止)</p> <p>第15条 事業者は、新品ピアノの取引に関するパンフレット、ポスター、チラシ、新聞、雑誌、ラジオ、テレビジョン、看板等による広告において、次の各号に掲げる表示をしてはならない。</p> <p>(1) 取引の申出に係るピアノが実際には取引することができないもの又は取引の対象となり得ないものである場合そのピアノについての表示</p> <p>(2) 取引の申出に係るピアノが実際には取引する意思がないものである場合のそのピアノについての表示</p> <p>(3) 取引の申出に係るピアノの販売数量、販売期間又は販売の相手方が著しく限定されているにもかかわらず、その限定の内容が明りょうに記載されていない場合のそのピアノについての表示</p>	<p>第41条 規約第15条第1号に規定する「実際には取引することができないもの」とは、広告、チラシ等に表示した商品について販売のために通常必要とされる準備がされておらず、引渡しまでに14日以上期間を必要とするため通常、顧客が取引に応じないことが明らかな場合等をいう。</p> <p>第42条 規約第15条第2号に規定する「実際には取引する意思がないものである場合」とは、広告、チラシ等に表示した商品を合理的な理由がないのに顧客に対して見せない場合、広告、チラシ等に表示した商品に関する難点をことさら指摘する等して当該商品の取引に応じない場合等をいう。</p> <p>第43条 規約第15条第3号に規定する「販売数量、販売期間又は販売の相手方が著しく限定されているにもかかわらず、その限定の内容が明りょうに記載されていない場合」とは、第33条に規定する表示を行っていない場合をいう。</p>
<p>(オープン懸賞の制限)</p> <p>第16条 削除</p> <p>第3章 中古ピアノ及び荷ずれ品その他のピアノの表示(店頭等における必要表示事項)</p> <p>第17条 事業者は、一般消費者に直接販売するため、店頭、展示場等に展示する中古ピアノ及び荷ずれ品その他のピアノには、次に掲げる事項を施行規則で定めるところにより邦文で外部から見やすい場所に明りょうに表示しなければならない。</p> <p>(1) 中古ピアノ又は荷ずれ品その他のピアノである旨</p> <p>(2) 商標、機種名</p> <p>(3) 鍵の数</p> <p>(4) 高さ、間口、奥行の寸法、重量</p> <p>(5) 販売価格</p> <p>(6) 販売価格に含まれる付属品又はサービスの内容</p> <p>(7) 輸入品にあっては原産国名</p> <p>(8) 保証書の有無</p> <p>(9) 製造時期に関する事項</p> <p>(10) 取扱説明書の有無</p> <p>(11) 運送料、据付料に関する事項</p> <p>(12) 割賦販売(ローン提携販売を含む。)に関する価格の表示をする場合にあっては、その支払方法、利息、手数料の率(実質年率)及び額並びに支払総額</p>	<p>第44条 規約第17条第1号に規定する「中古ピアノ又は荷ずれ品その他のピアノである旨」の表示は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 中古ピアノについては、「中古」の文言を必ず使用するものとする。また、「再調整済み」、「再調整品」等再調整を行った旨を併記する場合には、整備調整を施したピアノであって自己が発行する保証書に6ヶ月以上の無料修理の期間を明示した当該ピアノについてのみ行うことができる。</p> <p>ア 適正な例 中古ピアノ、中古品</p> <p>イ 不適正な例 新中古品、新古品、再調整品</p> <p>(2) 「荷ずれ品その他のピアノ」については、新品ピアノと外観、性能等において、異なっている状態を具体的に表示するものとする。</p> <p>ア 適正な例 荷ずれ品、長期展示使用品、在庫品(再塗装仕上げ、保証なし、きずあり、色あせあり)</p> <p>イ 不適正な例 展示品、在庫品、徳用新品</p> <p>第45条 規約第17条第4号に規定する「重量」については、製造業者等の作成したカタログ等がないため適正な重量の表示が困難な場合にあっては、重量の概算を表示することができる。その場合には、重量の概算である旨を併せて表示するものとする。</p> <p>第45条の2 規約第17条第9号に規定する「製造時期に関する事項」は、次の例により表示する。</p> <p>「中古ピアノ、荷ずれ品等の製造時期については、担当者に御確認ください。」</p> <p>第45条の3 規約第17条第10号に規定する「取扱説明書の有無」の表示を行う場合に「無」と表示したときは、店内の見やすい場所に「中古ピアノ、荷ずれ品等については、通常取扱説明書が付属していませんが、ご入用の場合にはメーカーから取り寄せることができる場合がありますので御相談ください。」等と表示するよう努めるものとする。</p>
<p>(広告における必要表示事項)</p> <p>第18条 事業者は、一般消費者に直接販売するため、新聞、雑誌、チラシその他施行規則で定める広告において、中古ピアノ又は荷ずれ品その他のピアノに関する商品広告を行うときは、次に掲げる事項を邦文で明りょうに表示</p>	<p>第45条の4 規約第18条第1号に規定する「中古ピアノ又は荷ずれ品その他のピアノである旨」の表示を行う場合に連合広告に表示するときは、広告商品について展示店舗名を明りょうに表示するものとする。</p>

公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p>しなければならない。</p> <p>(1) 中古ピアノ又は荷ずれ品その他のピアノである旨</p> <p>(2) 商標、機種名</p> <p>(3) 販売価格</p> <p>(4) 輸入品にあつては原産国名</p> <p>(5) 割賦販売（ローン提携販売を含む。）に関する価格の表示をする場合にあつては、その支払方法、利息、手数料の率（実質年率）及び額並びに支払総額（不当表示の禁止）</p> <p>第 19 条 事業者は、中古ピアノ又は荷ずれ品その他のピアノについて、次の各号に掲げる表示をしてはならない。</p> <p>(1) 前 2 条の表示について虚偽又は誇大な表示</p> <p>(2) 中古ピアノ又は荷ずれ品その他のピアノであるにもかかわらず、新品ピアノであるかのように一般消費者に誤認されるおそれがある表示</p> <p>(3) 中古ピアノ又は荷ずれ品その他のピアノの修理、補修、整備等について、実際のものよりも著しく優良であると一般消費者に誤認されるおそれがある表示</p> <p>(4) 中古ピアノについての二重価格表示（新品ピアノの表示の規定の準用）</p> <p>第 20 条 中古ピアノの表示については、規約第 5 条、第 7 条及び第 12 条から第 16 条までの規定を、荷ずれ品その他のピアノの表示については、規約第 5 条、第 7 条及び第 11 条から第 16 条までの規定をそれぞれ準用する。この場合において、これらの規定中「新品ピアノ」とあるのは、それぞれ「中古ピアノ」又は「荷ずれ品その他のピアノ」と読み替えるものとする。</p> <p>第 4 章 公正取引協議会</p> <p>（公正取引協議会の設置）</p> <p>第 21 条 この規約の目的を達成するため、鍵盤楽器公正取引協議会（以下「公正取引協議会」という。）を設置する。</p> <p>2 公正取引協議会は、この規約に参加する事業者をもって構成する。</p> <p>（公正取引協議会の事業）</p> <p>第 22 条 公正取引協議会は、次の事業を行う。</p> <p>(1) この規約の周知徹底に関すること。</p> <p>(2) この規約についての相談及び指導に関すること。</p> <p>(3) この規約の遵守状況の調査に関すること。</p> <p>(4) この規約の規定に違反する疑いがある事実の調査に関すること。</p> <p>(5) この規約の規定に違反する事業者に対する措置に関すること。</p> <p>(6) 一般消費者から苦情の処理に関すること。</p> <p>(7) 不当景品類及び不当表示防止法及び公正取引に関する法令の普及並びに違反の防止に関すること。</p> <p>(8) 関係官公庁との連絡に関すること。</p> <p>(9) 会員に対する情報提供に関すること。</p> <p>(10) その他この規約の施行に関すること。</p> <p>（違反に対する調査）</p> <p>第 23 条 公正取引協議会は、第 4 条から第 20 条までの規定並びに第 26 条に基づく施行規則に違反する事実があると思料するときは、関係者を招致して事情を聴取し、関係者に必要な事項を照会し、参考人から意見を求め、その他事実について必要な調査を行うことができる。</p> <p>2 事業者は、前項の規定に基づく公正取引協議会の調査に協力しなければならない。</p> <p>3 公正取引協議会は、第 1 項の調査に協力しない事業者に対し、当該調査に協力すべき旨を文書をもって警告し、これに従わないときは、10 万円以下の違約金を課し、又は除名処分をすることができる。</p> <p>（違反に対する措置）</p>	<p>第 46 条 規約第 19 条第 2 号に規定する「新品ピアノであるかのように一般消費者に誤認されるおそれがある表示」とは、例えば、第 44 条第 1 号イ又は同条第 2 号イに規定する表示例に該当する表示をいう。</p>

公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p>第 24 条 公正取引協議会は、第 4 条から第 20 条までの規定並びに第 26 条に基づく施行規則に違反する行為があると認められるときは、その違反行為を行った事業者に対し、その違反行為を排除するために必要な措置を採るべき旨、その違反行為と同種又は類似の違反行為を再び行ってはならない旨、その他これらに関連する事項を実施すべき旨を文書をもって警告することができる。</p> <p>2 公正取引協議会は、前項の規定による警告を受けた事業者がこれに従っていないと認めるときは、当該事業者に対し 50 万円以下の違約金を課し、除名処分をし、又は公正取引委員会に必要な措置を講ずるよう求めることができる。</p> <p>3 公正取引協議会は、前条第 3 項又は前 2 項の規定により警告し、違約金を課し、又は除名処分をしたときは、その旨を遅滞なく文書をもって公正取引委員会に報告するものとする。</p> <p>(違反に対する決定)</p> <p>第 25 条 公正取引協議会は、第 23 条第 3 項又は前条第 2 項の規定による措置(警告を除く。)を採ろうとする場合には、採るべき措置の案(以下「決定案」という。)を作成し、これを当該事業者に送付するものとする。</p> <p>2 前項の事業者は、決定案の送付を受けた日から 10 日以内に、公正取引協議会に対して文書をもって異議の申立てをすることができる。</p> <p>3 公正取引協議会は、前項の異議の申立てがあった場合には、当該事業者に追加の主張及び立証の機会を与え、これらの資料に基づいて更に審理を行い、それに基づいて措置の決定を行うものとする。</p> <p>4 公正取引協議会は、第 2 項に規定する期間中に異議の申立てがなかった場合には、速やかに決定案の内容と同趣旨の決定を行うものとする。</p> <p>(規則等の制定)</p> <p>第 26 条 公正取引協議会は、この規約の実施に関する事項について施行規則を定めることができる。</p> <p>2 前項の施行規則を定め、又は変更しようとするときは、事前に公正取引委員会の承認を受けるものとする。</p> <p>3 公正取引協議会は、規約及び第 1 項により定めた施行規則の運用について必要があるときは、細則又は運用要領を定めることができる。</p> <p>4 前項の細則又は運用要領を定め、変更し、又は廃止したときは、公正取引委員会に届け出るものとする。</p>	
<p>附 則 この規約の変更は、平成 18 年 1 月 4 日から施行する。</p>	<p>附 則 この施行規則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 18 条の 2 の規定については、平成 13 年 10 月 1 日から適用する。</p>